

平成 29 年度大熊町汚染廃棄物対策地域における被災建物等  
解体撤去等工事（その 2）  
仕様書

## 第 1 章 総則

### 1. 工事概要

#### (1) 工事の目的

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生し、その一部は東京電力福島第一原子力発電所における事故により放出された放射性物質により汚染されている。

放射性物質による汚染に対処するために制定された、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）において、同法に規定する対策地域内廃棄物については、国がその処理を実施することが定められている。

本工事は、双葉郡大熊町において、東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により所有者等が避難したことに伴う管理不能により被害を受け生活環境保全上支障のある建物等を解体撤去することを目的とする。

#### (2) 解体対象建物等

60 件（別記 1 及び別記 2 参照）【帰還困難区域 57 件、居住制限区域 3 件】

#### (3) 工事場所

福島県双葉郡大熊町 地内

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 16 日までとする。

### 2. 用語の定義

本仕様書において、各条項に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「監督職員」とは、現場監督工事を担当し、受注者に対し必要な指示、協議、承諾、契約図書に基づく作業進捗状況の管理、立会い、作業実施状況の確認等を行う環境省担当官をいう。
- (2) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (3) 「設計図書」とは、仕様書、図面及び数量総括表をいう。
- (4) 「図面」とは、契約に際して環境省が示した設計図、環境省から変更又は追加された設計図等をいう。
- (5) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、作業実施上必要な事項について書面によって示し、実施させることをいう。
- (6) 「承諾」とは、受注者が環境省若しくは監督職員に対し書面で申し出た事項について、環境省又は監督職員が書面をもって同意することをいう。
- (7) 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し作業に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (8) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、作業の状況又は結果について書面により知らせるこ

とをいう。

- (9)「連絡」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項又は緊急を要する伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (10)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日が記載され、署名又は押印があるもの(ファクシミリ等により伝達されたものを除く。)を有効とする。
- (11)「確認」とは、作業の実施に関して受注者の通知又は申し出に基づき監督職員がその事実を認定することをいう。
- (12)「作業期間」とは、対象地域を確定するための期間を含めた始期日から解体対象建物等の解体が終了する日までの期間をいう。
- (13)「現場」とは、対象地域内において、解体対象建物等の解体に必要な作業エリアをいう。
- (14)「協議」とは、契約図書の協議事項について、環境省又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

### 3. 作業上の留意事項

- (1) 解体を行う現場は、民有地となるため、上下水道、電気、ガスなどのインフラが利用不可能であることから、作業の実施に際しては、必要な設備の準備を行うこと。
- (2) 対象地域では、救急車、消防車その他緊急車両等の活動が十分とはいえない状況が想定される。従って、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。

### 4. 主任技術者等及び放射線管理責任者

本工事においては、主任技術者又は監理技術者の専任を求める。なお、放射線管理責任者は環境省が発注する同市町村内における他の建物解体等工事の放射線管理責任者と兼任可とする。

### 5. 監督職員の指示等

- (1) 監督職員は、契約書第9条第2項に規定に基づく権限の行使に当たり、受注者に口頭により連絡したとき又は受注者から口頭により連絡を受けたときは、監督日誌等にその内容を記載しておくものとする。
- (2) 受注者は、監督職員から口頭で連絡を受けたとき又は監督職員に口頭で連絡したときは、その内容を書面に記載しておくものとする。
- (3) 監督職員及び受注者は、前2項に基づき記載した連絡について、後日その書面に記載したものを双方で突き合わせるものとする。

## 第2章 工事の内容

### 6. 工事の内容

- (1) 作業計画書の作成

受注者は、解体対象建物等の事前確認を行った上で、第3章7.(1)の作業計画書を作成し、

監督職員と協議を行い、その承認を得た上で、工事に着手するものとする。

## (2) 立入許可等の取得

受注者は、解体工事を行うに際して、隣接する敷地に対して作業上立入りが必要な時は、原則として、当該隣接する敷地の所有者に連絡し、了解を得るものとする。また、解体対象建物等が他の建物等に接触し、その接触部分に何らかの損傷が生じている場合は、事前にその状況を調査及び撮影し、監督職員に報告するとともに、その情報に基づいて解体対象建物等の所有者及び当該他の建物等の所有者に損傷状況を説明し、補修責任について所有者相互で解決を行うよう説明するものとする。また、解体工事を行うに際して、道路等を使用及び占用する場合は、当該道路等の管理者等から、必要な許可等を取得すること。

なお、関係者への連絡に際しては、事前に監督職員に報告をすること。

## (3) 三者立会い及び危険告知等

解体工事着手に先駆け、監督職員の指示に従い、所有者等と事前に日程等を調整の上、各現場にて、解体対象建物等の所有者・監督職員・受注者にて解体工事に関する三者立会いを行い、解体工事工程に基づき、解体対象とする建物の位置・部位、貴重品・思い出の品等の搬出、危険物等（農薬、ガスボンベ、灯油等）・地下工作物（浄化槽、井戸等）・エアコンの有無・廃家電の残存状況及びそれらの場所等に関して確認し、記録簿（様式は監督職員が指示する）に記録する。特に解体対象とする範囲については、明確に現地にて確認し、記録簿等に明示すること。

貴重品・思い出の品等の搬出が必要な場合は、解体対象建物等の安全確保を行った上で、解体対象建物等の所有者（代理人等を含む。）による当該物品の搬出に協力すること。

また、解体工事の着手前及び工事完了後等、所有者等へ丁寧かつ寄り添った連絡を行うこと。

## (4) 解体前後の空間線量率の測定

解体工事前後の同一地点において、解体対象建物等がある敷地内の5箇所で空間線量率の測定を行い記録すること。なお、解体工事後の測定については、工事による粉じん等の影響がないよう、解体工事後、一定の日時の経過後測定を行うこと。

## (5) アスベスト調査等

1) 受注者は大気汚染防止法等に基づき、解体対象建物等のアスベスト使用の有無について以下の調査を行うこと。

①アスベスト使用の有無は目視等により確認を行い、その結果を取りまとめ監督職員に提出すること。

② ①の結果、分析によるアスベスト含有の調査を行う必要が生じた場合は、その都度監督職員へ報告しその指示に従うこと。分析によるアスベスト含有の調査の費用は、契約変更の対象とする。

2) 調査の結果、石綿含有建材（非飛散性のものであって、レベル3及びレベル3相当のものをいう。）を使用した建物を解体する場合及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物を取り扱う場合については、関係法令に基づき、特に以下を踏まえた飛散防止の徹底を行うこと。

①作業員の健康を守るための措置を徹底すること。

②石綿を飛散させないための次の措置を徹底すること。

ア)「解体等作業に関するお知らせ」の掲示

イ)石綿成形板等の破砕又は切断にあつては、原則行わない。

ウ)収集又は運搬のためにやむを得ず石綿成形板等の破砕又は切断等が必要な場合にあつては、

a)散水等により十分に湿潤化した上で、破砕又は切断を行う。

b)破砕後又は切断後、直ちにフレコン詰め等を行う。

c)作業に当たり、粉じんが多量に発生するおそれがある場合には、散水するなどの措置を講じる。

d)飛散抑制剤については、必要に応じて使用する。

③収集又は運搬にあつては他の物と混合しないように区分し、飛散及び落下の防止措置を講ずること。

④保管にあつては見やすい箇所に所定の掲示板を設け、他の廃棄物と区分して適切に保管すること。

⑤作業員に対して、石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた石綿含有特定廃棄物の取扱いに関する教育を徹底すること。

なお、飛散性の石綿含有建材を使用した建物の解体及び当該解体により生じた特定廃石綿等の取扱いについては、より厳格な措置が求められるところであり、個別に監督職員から指示を仰ぐこととする。

#### (6) 解体対象建物等の解体

受注者は、作業計画書に基づき、安全確保を行った上で、解体対象建物等（これに付帯する工作物等で監督職員の指示するものを含む。以下同じ。）の解体を実施する。また、解体対象建物等の誤認を防止するための措置につき監督職員からの指示を仰ぐこと。

解体を行う優先順位については、監督職員の指示に従うものとする。解体工事時に、解体対象建物等の所有者又は代理人の申出により、貴重品、思い出の品等の現場確認及び持ち出し依頼があった場合は、安全確保を前提に所有者又は代理人の申出に沿うよう努めるものとする。

なお、解体対象建物等の解体に際しては、解体後の敷地境界の確定が容易になるように存在する杭、標識等を確保すること。境界を確定する基準が存在せず、基礎のみが境界確定の基準となる可能性のある解体対象建物等の場合は、基礎解体前に現状の基礎の所在が作業後、復元できるように基準ポイントを確保すること（平成23年3月24日法務省民二第737号）。

解体工事は、個々の被害状況をふまえた上で、安全の確保を最優先させつつも可能な限り速やかに終了させるよう努めること。

解体工事中に隣家等に対して何らかの損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡し指示を仰ぐとともに、受注者の責任で損傷部の復元その他必要な措置を行うこと。

#### (7) 解体廃棄物の処理及び保管等

受注者は、解体に伴い発生した廃棄物（解体対象建物等の内外にある廃棄する家財等を含む。以下「解体廃棄物」という。）について、以下の処理を行うものとする。なお、保管に当たっては、必要に応じてシートがけ等を行うこと。

1)解体廃棄物は、解体現場又は仮置場内において、下表に掲げる種類に選別・整理すること。

表 廃棄物ごとの整理、保管上の留意点

廃棄物の種類	フレキシブルコ ンテナ等 詰めの有無	その他整理、保管上の留意点
①コンクリート類	無	—
②金属類 (農機具、自転車等を含む)	無	●土等が付着しないようにすること。
③瓦・レンガ	無	●石綿含有の瓦・レンガを混合しないこと。
④石材	無	●大谷石とそれ以外に分別すること。
⑤石膏ボード	有	●製品名や製造会社、建築年代等を確認して石綿含有の疑いがある場合は、石綿含有廃棄物とみなして取り扱うこと。
⑥FRP・硬質プラスチック	有	●金属類が混合していても差し支えないが、金属類以外の混合物は取り除くこと。 塩ビ管は可能な限り取り除くこと。
⑦ガラス等	有	●板ガラス以外のガラス類を混合しないこと。 ●仮置場での管理に当たっては、リサイクル業者が用意するコンテナを使用すること。
⑧断熱材	有	●材質を確認し、可燃性及び不燃性に選別し、フレコンに入れて保管すること。
⑨大型家電 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)	無	●テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫の品目ごとに分別すること。 ●冷蔵庫・冷凍庫は庫内を清掃すること。
⑩小型家電	無 (ファンヒーター・ストーブ・電子レンジ等) 有 (カセットコンロ・ドライヤー・トースター等)	●カセットコンロからカセットボンベを外しておくこと。 ●ファンヒーターから灯油を抜いておくこと。 ●コピー機等からトナーを外しておくこと。 ●電池を外しておくこと。 ●照明器具の内、蛍光灯についてはドラム缶等の専用容器に入れる措置を講ずること。
⑪①～⑩以外の不燃物	有	—
⑫木くず	無 (構造材) 無	●付着する異物 (金属類等) を除去すること。 ●土等が付着しないようにすること。 ●保管場所は原則アスファルト舗装された場所とす

	(構造材以外)	ること(難しい場合は監督職員に相談すること)。
⑬ 畳	無	●裁断しないこと。 ●雨等に濡れないようにすること。
⑭ タイヤ	無	●ホイールは取り外さないこと。 ●ホイールが無いものも裁断せず、可燃物として保管すること。
⑮ ⑫～⑭以外の可燃物	有	—
⑯ 樋の残留物	有	●ブルーシートやプラ板等の上に集積する等、監督職員と協議の上処理すること。
⑰ 土壁	有	●土壁はブルーシート等の上に集積し、土と木舞に分別すること。 ●ふるい落とした土はすき取り、フレコンに入れること。
⑱ 特定廃石綿等	監督職員と協議	●二重梱包等必要な処理につき監督職員の指示を仰ぐこと。
⑲ 石綿含有特定廃棄物	有	●第2章6(5)を参考に適切に処理を行うこと。
⑳ PCB含有廃棄物	監督職員と協議	●PCBが流出しないよう、容器に入れる等の措置を講ずること。 ※PCB含有の有無の判定等について、別途連絡する詳細を参照すること。
㉑ 監督職員の指示する種別	監督職員の指示による	●陶磁器類(瓦・レンガを除く。)、農薬、塗料、ガスボンベ等を想定すること。

- 2) 解体廃棄物のうち、以下のものについては、以下の点に留意して選別すること。
- タンス、机等は、分解して1)の②、⑪、⑫又は⑮などに適切に選別すること。なお、ソファ、ベッド、マットレス等のうち、金属類を含むものは可燃不燃混合物(「金属と可燃物からなる混合物」をいう。)として分解・選別しなくてもよい。
  - サッシは、分解して1)の②又は⑦などに適切に選別すること。
  - 浄化槽は、分解して1)の②、⑥、⑪又は⑮などに適切に選別すること。
- 3) 解体廃棄物は、環境省が大熊町内に確保する仮置場に運搬し、保管すること。仮置場内への移動、積み下ろし作業の際は監督職員や他の業務受注者等と事前に調整し、適切に対応すること。
- 4) 監督職員が指示する方法により、解体廃棄物の量(重量又は数等)及び表面線量率を測定し(解体廃棄物又はそれを封入したフレキシブルコンテナ等の表面線量率を測定する方法を想定)、記録すること。なお、当該記録については、監督職員の指示に従って適切に報告すること。また、解体廃棄物の運搬の記録については、放射性物質汚染対処特措法及びその下位法令等に従って、適切に作成、保管、報告すること。

5)解体廃棄物のうち家電・農機具・自転車等については、リサイクルが可能となるように、あらかじめ取り外しを行い又は搬出し、分別すること。その品目、数量は監督職員へ報告すること。(例：冷蔵庫1台)

6)受注者はエアコンについて、大気中にフロンガスが漏れないように適切な措置を行い、取り外すこと。また、フロンガスの回収が必要な場合には、別途監督職員の指示に従うこと。なお、これらの作業に要する費用は契約変更の対象とする。

7)本工事の1件においては、養鶏場内部に白骨化した鶏の死骸が多く残留している。監督職員と協議の上、各種関係法令に沿った処分を行う。処分は、契約変更の対象とする。

#### (8) 解体終了後の整地及び表示板設置

受注者は、解体対象建物等の解体終了時、地盤面の不陸状況を確認し、敷地に均一性が確認されない場合は、監督職員に報告して適切に整地し、当該敷地内の確認が容易な場所に家屋番号(例：1-1-A-1)を記載した看板を設置する。表示板は完了検査後に撤去すること。

### 第3章 工事共通事項

#### 7. 提出書類等

##### (1) 作業計画書

受注者は、工事着手前に、建物等の解体その他の本工事に係る作業について、必要な手順や作業実施方法等に関する次の各号に掲げる事項を記載した作業計画書等を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。

受注者は、作業計画書を順守し作業に当たらなければならない。作業計画に不具合が発生する要因があると監督職員が認めた場合は修正を求めることができ、受注者はそれに従わなければならない。受注者は、作業計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該作業に着手する前に変更に関する事項について、変更作業計画書を監督職員に提出し、承認を受けなければならない。

また、工事履行中に、作業計画と相違する点を発見、又は予見した場合には作業を中断し、必要に応じて適切な措置を講じ、監督職員へ報告する。

ア 概略工事内容書(工事中用黒板に着手前の年月日を記載した写真一覧を含む。)

イ 工程表

ウ 施工体制表及び現場代理人経歴書

エ 緊急時連絡体制表

オ 解体工事、解体廃棄物の分別、運搬その他の本工事に係る作業の作業手順書

カ これまでの解体工事その他の工事にて発生した事故(交通事故、足場倒壊等監督職員が提示する事故)に対する安全管理計画

キ 社内安全管理体制(巡視体制を含む。)

ク 仮設計画図(足場など)

ケ 仮置場の配置平面図

コ 作業員名簿及び資格者免許等写し

サ その他監督職員が要求するもの

##### (2) 工事完成報告書

受注者は、工事完成後に、建物等の解体その他の本工事に係る作業について、次の各号に掲げる事項を記載した工事完成報告書を監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。

ア 解体対象建物等毎の解体工事記録

イ 労務及び車両等の管理記録

ウ 大熊町全域地図上における解体対象建物等の位置表示図

エ 写真

写真撮影については、工事用黒板（撮影年月日の記入欄があるもの、サイズ450×600相当）を用いて実施する。工事用黒板の記載内容については工事名・家屋番号・撮影年月日・工事内容詳細・立会者名・請負会社名及び必要事項（必要な場合は詳細図記載）とする。

少なくとも、以下の点は必ず写真撮影すること。

- ・ 施工前の状況（全景及び4方向程度）
- ・ 各部屋内部4面の解体前状況（内部進入時に倒壊の危険が生じない様に補強した上で撮影する。なお、倒壊状況によって危険を回避できないと判断された場合は撮影せず、その判断根拠を整理して提出すること。）
- ・ 三者立会いの状況（解体対象の建物や部位の位置又は範囲については、それらが明確にわかるように撮影する。危険物等（PCB、農薬、ガスボンベ、灯油等）については、危険物の内容（種類、量、大きさ、保管場所等）が確認できるように撮影する。解体範囲を記録する写真については、立会い者に解体範囲を指し示していただくなど、立会い者と対象物とが同一の写真におさまるよう撮影するものとする。）
- ・ 仮設の状況
- ・ 許可関係表示看板等の状況
- ・ 解体各種工程の状況
- ・ 解体廃棄物の運搬等の状況（解体廃棄物等を積み降ろしする写真を含む）
- ・ 監督職員の検査状況
- ・ 竣工（全景及び4方向程度）

全景写真については、家屋番号（例：1-1-A-1）の記載された看板を入れて撮影する。

### (3) 滅失登記依頼等に資する資料

受注者は、解体対象建物等の解体後の法務局への滅失登記依頼及びその他法務局への手続並びに市町村その他関係者への報告を行うために必要な資料、図面、施工前後の写真等を、監督職員の指示に従って作成し、提出しなければならない。（解体対象建物等の施工前後の写真は、周辺の状況を特定できるよう撮影し、解体対象建物等が所在していた地点を明確に把握できるようにすること。）

### (4) その他提出書類等

受注者は(1)から(3)までに掲げるもののほか、監督職員が要求する書類等（例えば以下のようなものを想定）を、監督職員が要求する時点で提出しなければならない。

- ・ 工事打合せ簿
- ・ 材料確認願
- ・ 現場発生品調書

## 8. 解体工事における所有者への配慮

解体工事は、丁寧に行い、解体工事時に、貴重品や思い出の品が見つかった場合には、速やかに監督職員へ連絡し、その指示に従い、立会いをされている所有者等に手渡すものとする。

## 9. 安全確保、保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、また、当該解体工事は施工箇所が点在していることに留意し、安全確保のための現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、作業中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害となるような行為又は公衆に迷惑を及ぼすなどの作業をしてはならない。
- (3) 受注者は、作業現場及びその周辺にある地上地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、解体対象建物等の躯体の安全性に常に注意を払い、損壊状況により、作業に伴う振動による倒壊事故の恐れがある場合には、作業員及び第三者への安全を図るため、適切な補強措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、解体工事に伴う足場については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則を遵守し、風雨に耐える十分な強度を確保しなければならない。また各部位の高さや寸法は、これらの法令で定められた基準以上とする。
- (6) 受注者は、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染電離則」という。）に基づき、特定線量下業務又は除染等業務（廃棄物収集等業務等）に従事する作業員について、安全講習会、電離放射線健康診断及び一般健康診断、セルフスクリーニングの実施、放射線管理手帳の発行等の必要な措置を行うこと。
- (7) 受注者は、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン第8の2（3）の規定に基づき、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に参加すること。
- (8) 受注者は、地震、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、平素から気象情報等について十分注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (9) 受注者は、作業現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合には、その区域に警告板及び立ち入り禁止テープ等を使用し、立入禁止の標示を適切に行い、十分な安全規制措置を講じなければならない。
- (10) 受注者は、作業期間中、作業現場には一般行人から見やすい場所に、工事目的、作業名、作業期間（当該場所の作業開始から終了までとする）、受注者（施工者）の氏名、連絡先（電話番号）、等を記入した標示板等を設置しなければならない。また、交通量が見込まれる場所にあつては、作業場所周辺に工事情報看板または工事説明看板等を設置する。
- (11) 受注者は、作業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、直ちに安全を確認しつつ作業を中止し、監督職員に報告するとともに、応急の措置を講じなければならない。
- (12) 受注者は、作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ず

るものとし、作業に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

(13) 受注者は、次の各号に掲げる内容を含む作業の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、作業計画書に記載するとともに、当該計画に基づき安全に関する研修・訓練等を計画的に実施しなければならない。

ア 当該作業内容等の周知徹底

イ 安全作業の周知徹底

ウ その他、安全・訓練等として必要な事項

(14) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。

(15) 受注者は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

(16) 災害（自然災害を含む。）発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

(17) 受注者は、解体前に各種設備の供給が停止していることを確認しなければ、作業に着手してはならない。なお、給水管・給湯管・ガスパイプ・電気ケーブル・通信用ケーブル等の切断は、解体に支障がない位置で適切に行う。給水管・ガスパイプ等は、プラグ止めとし、切断位置は所有者が確認できるように、記録に残すこと。記録様式は、事前に監督職員の承認を得ること。

(18) 受注者は、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、ミーティング時等にオペレーター・作業員への指導等を徹底する。

(19) 受注者は、本工事に係る作業の施工にあたり、現地条件等を十分把握した上、工事内容に応じた適切な人員を配置する。当該工事では施工箇所が点在していることに鑑み、概ね5現場ごとに1名の元方安全衛生責任者を補助する者を配置し、災害防止等に努めること。

(20) 受注者は、作業員のヒューマンエラーによる工事事故を防止するため、作業員に対する安全教育を強化徹底すること。資材搬入業者その他の工事関係者に対しても、その都度、受注者から安全対策について必要な指導を行うこと。

(21) 事故が連続して発生している受注者は、社内の安全管理体制を見直し、安全な施工が実施できる環境を整える。

(22) 受注者は工事に伴い、建物、土地等が損壊する等の損害（当該建物、土地等の権利者があらかじめ承諾した損害及び工事に伴い当然生ずる損害を除く。）が発生した場合に備え、次を満たす保険に加入すること。

- |         |  |
|---------|--|
| ① 保険の種類 | 請負業者賠償責任保険   |
| ② 被保険者  | 受注者及び全ての作業員  |
| ③ 保険期間  | 契約履行期間の初日から末日まで（ただし、履行期間を延長する場合には、保険期間の延長手続きをしなければならない。） |
| ④ 付保対象  | 本工事に伴い生じた事故により、第三者に与えた損害について、被保                          |

- |          |   |
|----------|---|
|          | 険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害  |
| ⑤ てん補限度額 | 被害者1名当たり1億円以上、1事故あたり1億円以上(対人対物共通)                                   |
| ⑥ 免責金額   | 1万円   |
| ⑦ 付帯特約   | 管理下財物損壊担保特約(被保険者が使用又は占有する財物、(直接作業を加えている財物等)の損壊に起因する損害賠償を補償する特約をいう。) |

## 10. 解体工事における臨機の措置等

- (1) 受注者は、火災等の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (2) 前項の臨機の措置をとった場合において、受注者は、その措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- (3) 監督職員は、火災等の災害防止その他作業の実行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して所要の措置をとることを請求することができる。
- (4) 受注者が第1項又は前項の規定に基づく措置をとった場合においては、受注者は環境省と適切に協議し対処する。

## 11. 工事材料

受注者は、本工事において使用するフレキシブルコンテナ等の解体廃棄物を保管する容器については、以下の性能を有するものとしなければならない。使用するフレキシブルコンテナ等の種類は、事前に、(1)又は(2)に掲げる性能を有することを証する書類を監督職員に提出し、監督職員と協議して決定すること。なお、保管の方法等により、防水性その他特別な機能が必要な場合は、監督職員が別途、性能について指示することがあるので、この場合は監督職員の指示に従うこと。

- (1) クロス形フレキシブルコンテナ又は耐候性大型土のう袋の場合
  - ・ 日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のクロス形フレキシブルコンテナの仕様、又は財団法人土木研究センターが定めている「耐候性大型土のう積層工法設計・施工マニュアル」の耐候性大型土のう袋の仕様を満足していることを公的試験機関で証明された製品とし、遮水性能を有する二重内袋とする。
- (2) ランニング形フレキシブルコンテナの場合
  - ・ 日本フレキシブルコンテナ工業会が定めている「除染ガイドラインに沿ったフレキシブルコンテナ」のランニング形フレキシブルコンテナの仕様を満足していることを公的試験機関で証明された製品とし、遮水性能を有する二重内袋とする。

## 12. 解体工事中の周辺環境保全

- (1) 受注者は、関連法令並びに本仕様書の規定を遵守の上、周辺環境(騒音、振動、粉じん、大

気汚染、水質汚濁等の問題) 保全について、作業計画及び作業の実施の各段階において十分に検討するとともに、周辺環境保全について十分配慮しながら、現場作業を行わなければならない。

- (2) 受注者は、騒音防止・防災・防じんのため養生シート等の保護措置を行い、関係法令に準拠した措置を講ずるものとする。ただし、安全上の観点から養生シート等の設置が困難な場合については監督職員の指示を仰ぐこと。また同一敷地内に存在する解体を要しない施設や植栽等については、必要であれば保護対策を施すものとする。
- (3) 受注者は、現場状況に応じ、粉じん発生部及びその周辺に散水を行う。このため、必要に応じ、給水車等を作業現場に配置しておくこと。
- (4) 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。

### 13. 官公庁等への手続

- (1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁その他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、工事の実施にあたり受注者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の指示を受けなければならない。また、工事の実施にあたり必要となる関係官公庁その他の関係機関への届出等を発注者が行う場合にあつては、当該届出等に必要となる資料等の案を、監督職員の指示に従って作成し、監督職員に提出しなければならない。さらに、届出等の準備等のため関係官公庁その他の関係機関と調整を要する場合には、監督職員の指示に従って、当該調整を責任をもって行わなければならない。
- (3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を文書により事前に監督職員に報告しなければならない。

### 14. 諸法規の遵守

受注者は、受注者の負担と責任において、放射性物質汚染対処特措法、道路交通法、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令、ガイドライン等を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

### 15. 解体工事及び運搬における交通安全管理

- (1) 受注者は、解体工事に際し公道を使用する場合、過積載や積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によるものとする。
- (2) 受注者が運搬に使用する車両は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）上支障のない適正なもので、かつ運搬中に積み荷が飛散・落下しないものとする。監督職員から、運搬中の積み荷の飛散・落下対策について指示があった場合は、その指示に従うこと。運搬において飛散・落下した場合は、直ちに回収・清掃し、原状復旧しなければならない。
- (3) 受注者が作業用の車両等を通行する経路は、通学時間帯の通学路等の生活道路を利用することは避け、沿道周辺の住民の安全・環境に十分に配慮した道路を通行するものとする。

- (4) 受注者は、作業用車両による作業用資材、機械等の輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画をたて第3章7.(1)の作業計画書に示すとともに、災害の防止を図らなければならない。
- (5) 受注者は、供用中の道路に係る作業の実施に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、十分な安全対策を講じなければならない。
- (6) 受注者は、公衆の自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料、車両、設備等を保管・放置してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- (7) 受注者は、作業員の安全教育に際し、過去に発生した重大事故等の再発を防止するための安全対策について、社内教育を行い監督職員に報告する。

## 16. 監督職員による確認

監督職員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

## 17. 解体工事時の後片付け

受注者は、現場及びその周辺の保全、後片付け及び清掃については、工事履行期間内に完了しなければならない。また発生する解体廃棄物以外の廃棄物は、関係法令に基づき、受注者自身の責任で処理すること。

## 18. 解体工事における文化財の保護

- (1) 受注者は、作業の実施に当たって文化財の保護に十分注意し、作業員等に文化財の重要性を十分認識させるとともに、作業中に文化財を発見したときは直ちに作業を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者が、作業の実施に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、環境省との契約に係る作業に起因するものとみなし、環境省が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

## 19. 調査・試験に対する協力

受注者は、環境省自ら又は環境省が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示に従い協力しなければならない。

## 20. 工事の再委任

- (1) 受注者は、再委託に付する場合には、以下の要件をすべて満たさなければならない。
  - 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
  - 2) 再委託を受けた者が、環境省大臣官房会計課長から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」に基づく指名停止を受け、その期間中でないこと。

- 3)再委託を受けた者は、当該再委託工事の施工能力を有すること。なお、再委託契約を締結するときは、適正な額の請負代金での再委託契約の締結に努めなければならない。
- (2) 放射性物質汚染対策特措法及び同法施行規則により、本工事の内容のうち解体廃棄物の運搬・保管・処分に該当する作業について受注者が再委託（当該部分を他の者に委託することをいう。以下同じ。）を行う場合には、本工事に係る契約書（その添付資料を含む。以下同じ。）に、受注者が当該再委託をしようとする者を記載すること等の措置が必要となる。受注者が当該契約書に記載のない者に対し当該再委託をし、当該者が当該作業を行った場合、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。また、当該再委託を受けた者が、当該作業をさらに他の者に委託（再々委託）し、当該再々委託を受けた者が当該作業を行った場合も、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。

## 21. 事故報告書

受注者は、工事の実施中に事故が発生した場合には、安全を確認しつつ工事を中断し、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式による事故報告書を、指示する期日までに、提出しなければならない。

## 22. 設計図書の取扱い

- (1) 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販されている図面については、受注者が備えるものとする。
- (2) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、設計図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

## 23. 周辺住民等との調整

- (1) 受注者は、工事の実施にあたり、周辺住民への影響に配慮するとともに、紛争防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、周辺住民その他の地元関係者等から工事の実施に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (3) 受注者は、工事の実施上必要な地方公共団体、周辺住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において、受注者は、交渉に先立ち監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。
- (4) 受注者は、前項の交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等により明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 24. 地域経済への貢献

### (1) 地元事業者の優先利用

受注者は、工事の実施にあたり再委託する場合は、地元業者（大熊町内に本店を有する事業者）を優先的に利用するよう努めるものとする。

### (2) 地元雇用

受注者は、工事に係る作業従事者等を雇用する場合には、地元雇用を優先するよう努めるも

のとする。

## 25. 環境への配慮

受注者は、環境省「環境配慮の方針」及び「環境マネジメントシステム」の方針に基づき、環境影響の低減を図るため、環境に配慮した作業計画を計画書に記載し、これを実施すること。

## 26. 作業員への特殊勤務手当の支払い

(1) 受注者は、作業環境の特殊性に鑑み、以下の 1)、2)又は 3)に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該 1)、2)又は 3)に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給しなければならない。ただし、本作業と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

1) 除染電離則に規定する除染等業務に該当する作業（セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度が1万 Bq/kg 超の廃棄物の収集、運搬又は保管、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度が1万 Bq/kg 超の土壌等を取り扱う仮設処理施設の設置に係る土地の造成、掘削又は埋戻し等）であることを発注者が認めた作業

- ・帰還困難区域において行われる作業：6,600 円/日
- ・居住制限区域において行われる作業：3,300 円/日

2) 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に規定する事故由来廃棄物等処分業務に該当する作業（セシウム 134 及びセシウム

137 の放射能濃度が1万 Bq/kg超の廃棄物の業務等）であることを発注者が認めた作業

- ・帰還困難区域において行われる作業：6,600 円/日
- ・居住制限区域において行われる作業：3,300 円/日

3) 帰還困難区域又は居住制限区域で行われる作業（資材搬入等の自動車運転作業等であってこれらの区域に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれないものを除き、1)又は2)に該当しないものに限り。）であることを発注者が認めた作業

人事院規則9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例)に定める災害応急作業等手当の額に準じた額

(2) 受注者は、本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合には、受注者その他の者から当該作業の全部又は一部を請け負った者（以下「下請負人」という。）をして、前項 1)、2)又は 3)に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該 1)、2)又は 3)に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給させなければならない。

(3) 受注者は、本業務に係る作業員（受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に係る作業員を含む。以下この条において同じ。）に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面をいう。）に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう、必要な措置（受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に対する周知その他の措置を含む。）を講じなければならない。

- (4) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則として業務完了日までに賃金台帳等の書類（受注者が本業務に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人が作成したものを含む。次項において同じ。）で確認しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、前項の確認終了後、速やかに、発注者が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、発注者に提示し、検査を受けなければならない。

## 27. 内部被ばく検査について

受注者が希望する場合は、環境省が運営する検査場において、内部被ばく検査を無料で受診することができる。受診を希望する場合は、受診方法の詳細について監督職員と協議すること。

## 28. 解体着手不能物件の減額契約

解体対象建物等のうち、所有者その他の権利者から解体に係る承諾が得られないこと、その他受注者の責めに帰することができない事由により履行期間内に解体工事に着手し、完了することができないものとして監督職員が指定したものについては、解体対象建物等から除外し、減額変更を行うものとする。

## 29. 工事完成報告書

工事完成報告書は第3章7で示す内容を踏まえ、とりまとめる。報告書提出前に監督職員の確認を受け、指示がある場合には適時修正を行うものとする。

### (1) 成果物

提出する成果物は、以下とする。

- ・ 工事完成報告書 1部
- ・ 工事完成報告書の電子データを収納した DVD-R 3式

### (2) 提出場所

福島地方環境事務所 放射能汚染廃棄物対策第一課

## 第4章 その他

### 30. 中立公平性の確保

- (1) 受注者は、環境省が今後発注する、本工事に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。
- (2) 受注者は、本工事の全部又は一部を、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の1)又は2)の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。  
また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に監督職員から通知する。
- (3) 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から受託し、又は請け負ってはならない。なお、本工事に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に監督職員から通知する。
- (4) 受注者は、本工事に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の 1) 又は 2) の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。
- 1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。
- 2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- また、本工事に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に監督職員から通知する。
- (5) 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本工事に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

### 31. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 32. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及

び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 別記1 解体対象建物等一覧（予定）

本工事では、60件の建物解体工事を予定している。また、施工箇所が複数点在することから帰還困難区域と居住制限区域で分け、かつ帰還困難区域を3つの工区とし全体で4つの工区とする。各工区の木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等は、下記の延床面積数量を計上する。

また、3工区には、内数として別記2に示す大規模案件も含む。

なお、解体件数及び延床面積数量は、概算数量である。精算にあたっては、実際に施工された数量に基づいて行う。

### 1工区～4工区の延床面積（m<sup>2</sup>）

種 類	帰還困難区域		居住制限区域	備 考
	1工区～2工区 (工区20件当り)	3工区 (17件。内1件 大規模養鶏場 含む)	4工区 (3件)	
木造	6,493	6,675 (内大規模 養鶏場1,483)	973	
鉄骨造	116	93	17	
鉄筋コンクリート造	36	29	5	
下屋	1,533	1,226	230	
パイプハウス	101	81	15	
ブロック塀	249	199	37	石塀含む。
土間コンクリート	7	6	1	
プレハブ物置	37	29	5	
仮設トイレ	1	1	1	
藤棚	96	77	14	
サイロ	2	1	1	

## 別記2 大規模案件内訳（概算）

3工区に、内数として下記内訳の養鶏場の解体数量を含む。

建物名称	帰還困難区域	延床面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
	種類		
養鶏場	養鶏場（木造）	1,417	
	作業所（木造）	66	

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

# 現場説明書

## 1. 件名

平成 29 年度大熊町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事  
(その 2)

2. 本工事における建物解体件数は、解体申請がなされていない物件を含んだ概略発注数である。精算にあたっては実際に施工された数量に基づいて行う。

3. 本工事は施工箇所が複数点在する工事であり、概ね 20 件程度を一つの工区とし、各工区ごとに共通仮設費及び現場管理費を計上する解体工事とする。

4. なお、3 工区 (17 件) の中に大型養鶏場 1 件の建物解体撤去が含まれている。ただし、養鶏場内部に白骨化した鶏の死骸が多く残留している。適正に法律に則った処分を行う必要がある。多量の鶏の死骸の処理は、当初設計に含まれておらず、環境省担当官と協議の上契約変更の対象とする。

5. 本工事は、施工箇所が複数点在する工事であり、一層の現場管理が求められることから、概ね 5 件ごとに元方安全衛生管理者を補助する者を 1 名配置するものとし、その費用を計上する。

※元方安全衛生管理者を補助する者とは、国土交通省労務単価に記載の土木一般世話役とする。

## 6. 交通誘導員の積算について

本件の施工にあたり、交通誘導員につき、共通仮設費で計上している分を超えて安全上配置することが必要となる場合は、環境省担当官と協議の上配置するものとし、実績精算の対象とする。

## 7. 解体廃棄物のフレコン詰め作業について

除染等工事暫定積算基準 8. 1. 2. 2-(1)-③土のう袋への袋詰めを工種として、費用を計上する。